

盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ要綱 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第一条 — 第三条第1項 略</p> <p>第三条</p> <p>2 ワーキング委員の任期は、<u>2</u>年とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(ワーキンググループ座長)</p> <p>第四条第1項 略</p> <p><u>2 座長に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u></p> <p>第四条第<u>3</u>項 — 第十一条 略</p>	<p>第一条 — 第三条第1項 省略</p> <p>第三条</p> <p>2 ワーキング委員の任期は、1年とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(ワーキンググループ座長)</p> <p>第四条第1項 略</p> <p>第四条第2項 — 第十一条 略</p>